

議 長
確認印

総務常任委員会会議録

1 日 時	開会 平成 29 年 6 月 8 日 13 : 10 閉会 平成 29 年 6 月 8 日 14 : 40
2 場 所	委員会室
3 出席委員	鈴木茂、七宮広樹、藤田一男、割貝寿一、吉田広明、下重義人、鈴木孝則
4 欠席委員	なし
5 出席要求者	紹介議員 青砥與藏
6 職務出席者	議会事務局長 益子和憲、書記 松本静香
7 傍聴者	議員 1 人
8 付議事件	第 1 請願の審査 第 2 閉会中の継続審査について その他
9 議事の経過	<p>副委員長（七宮広樹）開会 委員長（鈴木 茂）あいさつ 第 1 請願の審査 請願第 1 号 「東京電力福島第二原子力発電所の廃炉について」の意見書の提出を求める請願</p> <p>委員長：請願第 1 号、請願審査を行う。紹介議員の趣旨説明を求める。 紹介議員（吉田議員）請願趣旨を説明する。（趣旨説明省略） 委員長：質疑はあるか。無いようなので質疑を終わる。 （紹介議員退席、そのまま傍聴する。） 委員長：討論に入る。 委員長：まだ第一原子力発電所の廃炉の目途が立っていない。第一原子力発電所の廃炉を優先してもらおう。福島第二原子力発電所については、時期尚早であると思う。 藤田委員：福島第二原子力発電所は今の上では稼働できる状況である。稼働すると何十年、何百年先になる、被害が起きたことを考えれば、今のうちに廃炉にしてもらいたいのは県民の総意である。県でも廃炉に向けての要望を提出している。第二原発の廃炉もまだまだ年数がかかる、そのためにも意見書は出すべきである。 鈴木（孝）委員：平成 23 年 9 月に県の町村会から意見書を出してくれということであった。その時には、福島県下で湯川村と埴町だけがその意見書通りの意見書を出さなかった。その時に全員協議会で話をした経緯を申し上げたいと思う。こういう事故が起こって原発危ないんだから町村会の言うとおりに出したほうがいいんじゃないかという意見もあった。しかし、一部の議員から、いや、そうじゃない福島県内ではこういう事故があったのだから原発はいらぬというのは県民の総意でしょ、でもその時流に流されて危ないから今すぐだめだ廃止しろということとは安っぽいだろう。それなら、原発に代わる新たな電力の構成について国に進言したらいいと思う。という意見があり原発の廃炉ということではなく、別な形で廃</p>

炉は県民の総意で、事故があって感情的になって、では止めちゃえという表現ではなく新たな電源構成を模索すべきの趣旨で意見書を提出した。その時には、ほぼ全員の意見が異議なしということでそのような意見書を出した経緯がある。今後、第二原発再稼働ということはありません。そのことは東京電力の方でもわかってはいる。わかってはいても柏崎刈羽の件もあるので言えない。このことは我々がどうこう言うんじゃなく、すでに1回出しているので新たに第二原発の廃炉の意見書は出さなくてもいい。今更出す必要はない。

割貝委員：廃炉については福島県も認識している。東電でも国が補償してやっているの、この小さい自治体の埴町が提出しなくてもよいと思う。

七宮委員：福島県知事も廃炉について前向きに考えている。廃炉はほぼ決まっている状況であり埴町からは今更出さなくてよい。

藤田委員：県では廃炉の要望は出しているが決まっていない。要望書は毎年出してもいいのではないか。廃炉が決定するまで意見書は提出すべきである。

委員長：討論を終わる。

委員長：採決を行う。採択、不採択の意見があるので挙手により行う。採択に賛成者の挙手を求める。

(挙手 2名)

委員長：次に不採択に賛成の挙手を求める。

(挙手 4名)

委員長：この請願は不採択と決定した。少数意見の留保をするか。

吉田委員：少数意見の留保する。

委員長：請願第1号については以上で終了する。

請願第2号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願

委員長：請願第2号、請願審査を行う。紹介議員の趣旨説明を求める。

紹介議員（青砥議員）請願趣旨を説明する。（趣旨説明省略）

委員長：質疑はあるか。

鈴木（孝）委員：東日本大震災での被災の意味はどのような状況なのか。津波で家を失ったものか、原発事故による強制避難なのか。

紹介議員（青砥議員）：東日本大震災での被災であり、原発事故にこだわったものではない。津波の被害も対象である。

委員長：東日本大震災なので福島県以外の県でも請願は提出しているのか。

紹介議員（青砥議員）：そこは承知していないが、他の県でも当然提出していると思う。

委員長：他に質疑はあるか。無いようなので質疑を終わる。

(紹介議員退席、そのまま傍聴する。)

委員長：討論に入る。

鈴木（孝）委員：平成30年以降もとなっているが、どこかの時点では取りやめなくてはなら

ないと思う。

藤田委員：いずれはそうだが、福島県でも津波被害で戻れない状況であり、他県でも同じ状況である。戻って生活できるまでは就学支援は必要である。原発避難区域を除いては避難している期間も長くないと思う。それまでは、支援が必要である。

割員委員：いつまでも補助はすべきではないと思う。支援されることになれてしまう。避難している人にはそれなりの補償はされている。期間の延長はすべきではない。

藤田委員：当時は5年6年で見通しがつくと思っていたが、現状は見通しがたっていない。復興が終わるまでは援助すべきだと思う。

委員長：討論なければ討論を終わる。

委員長：採決を行う。採択、不採択の意見があるので挙手により行う。採択に賛成者の挙手を求める。

(挙手 2名)

委員長：次に不採択に賛成の挙手を求める。

(挙手 4名)

委員長：この請願は不採択と決定した。少数意見の留保をするか。

藤田委員：少数意見の留保する。

委員長：請願第2号については以上で終了する。

(傍聴者退室)

第2 閉会中の継続審査について

委員長：経済常任委員長から遠野興産チップ工場の視察調査を合同で実施してはどうか申し入れがあった。

藤田委員：異議はないが、先方にはあらかじめ連絡していくのか。抜き打ちで行くのか。抜き打ちで行くべきだと思うがどうか。敷地外からでも状況は把握できると思う。

委員長：先方に申し入れをして説明を受けなければ、所管事務調査としては成り立たないので連絡は必要である。

下重委員：先日社長に連絡をして見てきたが、敷地外から見ては調査には該当しないと思うので連絡を入れていくべきである。外からではわからないこともある。

鈴木(孝)委員：議会の調査であるので、中に入って調査するべきである。

委員長：遠野興産チップ工場の視察調査を経済常任委員会と合同で実施することでよいか。

(異議なし)

委員長：これで協議を終わる。

副委員長：閉会

埴町議会委員会条例第27条の規定により署名する。

平成 年 月 日

総務常任委員長